

船橋市保育料表(標準時間認定)

4~8月保育料：前年度の市民税により算定 9~3月保育料：当年度市民税により算定

(単位：円)

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)				第1子 <sup>※2</sup> (標準保育料)		第2子 <sup>※3</sup> (半額保育料)		第3子以降 <sup>※4</sup>	半額保育料の特例 <sup>※6</sup>		
	年齢 <sup>※1</sup>				3歳未満児		3歳未満児		3歳未満児			
					ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>		ひとり親世帯等					
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				0	0	0	0	無料	1子	3歳未満児	
B	市民税非課税世帯				0	0	0	0		2子	3歳未満児	
C1	市民税均等割のみ課税				7,800	3,770	3,900	0		この間(空欄の部分)は、通常の半額保育料を適用します		
C2	市民税所得割額	24,300	円未満	8,950	4,320	4,470	0					
C3	24,300	円以上	48,600	円未満	10,100	4,480	5,050	0				
D1-1	48,600	円以上	57,700	円未満	15,000	4,480	7,500	0				
D1-2	57,700	円以上	72,800	円未満	15,000	4,480	7,500	0				
D2-1	72,800	円以上	77,101	円未満	20,100	6,000	10,050	0				
D2-2	77,101	円以上	97,000	円未満	20,100		10,050					
D3	97,000	円以上	115,000	円未満	25,000		12,500					
D4	115,000	円以上	133,000	円未満	29,000		14,500					
D5	133,000	円以上	151,000	円未満	33,000		16,500					
D6	151,000	円以上	169,000	円未満	37,000		18,500					
D7	169,000	円以上	202,000	円未満	42,700		21,350					
D8	202,000	円以上	235,000	円未満	46,700		23,350			23,300		
D9	235,000	円以上	268,000	円未満	50,800		25,400			19,200		
D10	268,000	円以上	301,000	円未満	54,900		27,450			15,100		
D11	301,000	円以上	349,000	円未満	57,500		28,750			12,500		
D12	349,000	円以上			60,000		30,000			10,000		

※1 保育料の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)

※2 「第1子」の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どもの保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下、「保育園等」)を利用する場合、当該子どもに適用されます

※3 「第2子」の半額保育料は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育(以下、「保育施設等」)を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どもの保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

※4 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、保育施設等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どもの保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

● ※2~4について、ひとり親世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもの順にカウントします

※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます

※6 「半額保育料の特例」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、最も年長の子(第1子)及び2番目に年長の子(第2子)が表中の年齢の組み合わせの場合に、当該第2子に適用されます

※7 3歳以上児の保育料は無料となります。

船橋市保育料表(短時間認定)

4~8月保育料：前年度の市民税により算定 9~3月保育料：当年度の市民税により算定

(単位：円)

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)				第1子 <sup>※2</sup> (標準保育料)		第2子 <sup>※3</sup> (半額保育料)		第3子以降 <sup>※4</sup>	半額保育料の特例 <sup>※6</sup>		
	年齢 <sup>※1</sup>				3歳未満児		3歳未満児		3歳未満児			
					ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>		ひとり親世帯等					
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				0	0	0	0	無料	1子	3歳未満児	
B	市民税非課税世帯				0	0	0	0		2子	3歳未満児	
C1	市民税均等割のみ課税				7,660	3,770	3,830	0		この間(空欄の部分)は、通常の半額保育料を適用します		
C2	市民税所得割額	24,300	円未満	8,790	4,320	4,390	0					
C3	24,300	円以上	48,600	円未満	9,920	4,480	4,960	0				
D1-1	48,600	円以上	57,700	円未満	14,740	4,480	7,370	0				
D1-2	57,700	円以上	72,800	円未満	14,740	4,480	7,370	0				
D2-1	72,800	円以上	77,101	円未満	19,750	6,000	9,870	0				
D2-2	77,101	円以上	97,000	円未満	19,750		9,870					
D3	97,000	円以上	115,000	円未満	24,570		12,280					
D4	115,000	円以上	133,000	円未満	28,500		14,250					
D5	133,000	円以上	151,000	円未満	32,430		16,210					
D6	151,000	円以上	169,000	円未満	36,370		18,180					
D7	169,000	円以上	202,000	円未満	41,970		20,980					
D8	202,000	円以上	235,000	円未満	45,900		22,950					
D9	235,000	円以上	268,000	円未満	49,930		24,960			20,070		
D10	268,000	円以上	301,000	円未満	53,960		26,980			16,040		
D11	301,000	円以上	349,000	円未満	56,520		28,260			13,480		
D12	349,000	円以上			58,980		29,490			11,020		

※1 保育料の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)

※2 「第1子」の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どもの保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下、「保育園等」)を利用する場合、当該子どもに適用されます

※3 「第2子」の半額保育料は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育(以下、「保育施設等」)を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どもの保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

※4 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、保育施設等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どもの保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます

● ※2~4について、ひとり親世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもの順にカウントします

※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯をいいます

※6 「半額保育料の特例」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、最も年長の子(第1子)及び2番目に年長の子(第2子)が表中の年齢の組み合わせの場合に、当該第2子に適用されます

※7 3歳以上児の保育料は無料となります。

裏面も必ずお読みください